



第 61 号 発行所 埼玉県川越市役所 印刷所 株式会社青山印刷所

八月一日現在
農地等の所有状況調査
八月一日現在における農地等の所有状況調査が行われ、その結果がまとまっています。調査は八月一日現在農地を耕作している者が又は所有している者が八月五日までに農業委員会又は市役所の各支所へ申告する。
この調査にあたっては各農業班長を通じて調査申告をしていただき、なお市街地の地主耕作者等で農業班に所属しない者又は連絡漏れの場合には八月五日までに農業委員会へ印鑑持参をお願いいたします。(農業委員会)

住民登録施行四周年
○大事な選挙権を得るにも
○身近な主食配給も
○可愛い子供さんの予防注射や入学にも
○居住証明や印鑑証明も
みんな住民登録がもとです。引越、結婚、家族の異動した時は14日以内に必ず戸籍課住民係に届けましょう。

財政事情の公表 昭和三十一年度下半年

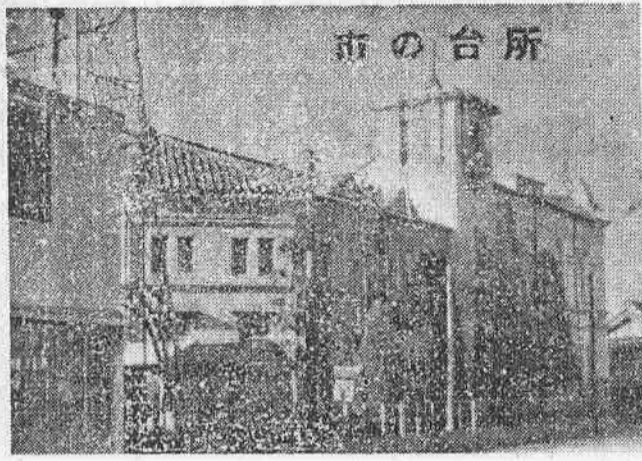
川越市告示第四十九号
「川越市財政事情の作成及び公表に關する条例」の定めにより昭和三十一年度下半期の期間の財政事情を次の通り公表する。
昭和三十一年六月一日
川越市長 伊藤泰吉

川越市財政事情公表

昭和三十一年十月三十一日、開会の市議会において議決課題であり、昭和三十年四月一日の合併された昭和三十年本市一般会計予算は、千六百九拾九万七千九百九十九圓に増加し、その現計額は千九百九拾九萬九千九百九十九圓となり、この予算更正は、昭和三十一年度以降五ヶ年間に亘る本市財政計画に副う段取りとして行われたものであります。

市長の財政方針

昭和三十一年度下半期、昭和三十年十月三十一日、開会の市議会において議決課題であり、昭和三十年四月一日の合併された昭和三十年本市一般会計予算は、千六百九拾九萬七千九百九十九圓に増加し、その現計額は千九百九拾九萬九千九百九十九圓となり、この予算更正は、昭和三十一年度以降五ヶ年間に亘る本市財政計画に副う段取りとして行われたものであります。



六月定例市議会報告



川越市議会第三回定例会は去る六月二十六日午後一時に召集され、午後三時二十四分より開会、会期を一日と決定、一般質問の後に別項諸議案及び議案二十件をそれぞれ議決(二件否決)し、午後八時三十分閉会致しました。その主な議案は次の通りです。
△地方自治法第七十九條第一項の規定により処分した事件につき承認を求めることについて
○昭和三十一年度埼玉県川越市歳入歳出追加予算(第二回)
△昭和三十一年度川越市川越市立富土見中学校増築費の追加であります

この追加更正予算は、市の財政の健全な発展を期すため、必要な措置として行つたものであります。その追加更正予算は、昭和三十一年度下半期の間の財政状況を極力改善し、昭和三十一年度以降五ヶ年間に亘る本市財政計画に副う段取りとして行われたものであります。

この市議会においては、式千八百九拾九萬九千九百九十九圓の増額が議決され、その現計額は千九百九拾九萬九千九百九十九圓となり、この予算更正は、昭和三十一年度以降五ヶ年間に亘る本市財政計画に副う段取りとして行われたものであります。

- 井上彦二郎 (代表)
- 金子良雄
- 大野昌八
- 飯野道隆
- 山本伍郎
- 白石隆
- 川越市市況の一部を改正する条例を定めることについて (同)
- 78 川越市市況の一部を改正する条例を定めることについて (同)
- 79 市立富土見中学校増築費の追加を認めることについて (同)
- 80 農林漁業資金の融資金に対する損失補償の予算外義務負担を認めることについて (同)
- 81 川越市市況の一部を改正する条例を定めることについて (同)
- 82 川越市市況の一部を改正する条例を定めることについて (同)
- 83 砂利運搬用トラック購入の契約について (同)
- 市内教職員の教育研究委託費の追加を認めることについて (採択)

市の機構の改革は、財政再建を担うために財政の増額が議決され、その現計額は千九百九拾九萬九千九百九十九圓となり、この予算更正は、昭和三十一年度以降五ヶ年間に亘る本市財政計画に副う段取りとして行われたものであります。

この市議会においては、式千八百九拾九萬九千九百九十九圓の増額が議決され、その現計額は千九百九拾九萬九千九百九十九圓となり、この予算更正は、昭和三十一年度以降五ヶ年間に亘る本市財政計画に副う段取りとして行われたものであります。

川越市議会第三回定例会審議結果
○橋本常任委員一名選挙の件 (石川朝左衛門議員と決定)
○農林常任委員一名選挙の件 (同)
○市内野田町製水会社前道路に下水道施設方請願の件 (採択)
○小ヶ谷冠水橋「川越橋」より電ヶ関停車場に通ずる道路員担張方請願の件 (採択)
○芳野支所前より上尾県道へ通ずる道路並びに橋梁新設方請願の件 (採択)
○川越市伝染病患者食費業費徴収条例を定める件 (採択)
○地方自治法第七十九條第一項の規定により処分した事件につき承認を認めることについて (採択)

中小企業者の方へ
事業資金を融資
市では昭和二十七年より中小企業事業資金の融資を行っております。夏季融資ご希望のかたは市役所商工課へお問合せください。事業資金融資の条件としては、①市内に店舗、または事業場があり、市民税を納めているもの②、中小企業等協同組合法による組合または資本金五〇〇万円以下の個人および法人で現在営業中か経営中でなければなりません。③、従業員数は工業部門では二〇〇人以下、商業部門では三〇人以下でなければなりません。④、融資の条件としては、融資期間は三ヵ月以内で融資限度は一口以内で十万円以下です。⑤、利率は日歩三錢二厘以下で、融資金は連転資金以外には使用できません。なお、ご不明な点については、市役所商工課へお問い合わせください。

第二期
固定資産税
国民健康保険税
納期限 7月31日
今月納めていた税金は



